

I 医療事故調査委員会 マニュアル

日本医学歯学情報機構

医療事故救済事業

信頼される医療事故の真相解明および再発防止などに向けた取り組みを行うために、医療機関が本機構に事故報告をするとともに、精度の高い真相解明を行う。

患者側が納得しうるシステムの構築、医療機関側にとっての真相解明、患者側との円満な和解、さらには再発防止を目的として、事例または各々の施設の状況に応じてより最適と考えられるものを、各々の施設が事例を考慮の上、下記選択肢から選択する。

I. 外部調査委員に依頼せずに、個々の施設で対応する。

- 1) 事例として複雑でない案件。
- 2) 施設内で十分に対応できるシステムを有している案件。

II. 外部調査委員を依頼する

(A) 院内の委員のみで対応できない部分についてのみ、各専門分野に要請し、委員を選任する。選任した外部委員は、院内事故調査委員会に出席、あるいは書面等で参加してもらい、そのアドバイスを受けながら調査を実施していく。

- 1) 事前に院内で収集した情報・資料をもとにして、事実・診断・加療等の経過の客観的確認をするための作業を行なう。また、「自己評価（医学的評価及び規範的評価）」を行なう。
- 2) 医療現場へのフィードバック（再発防止、事故予防へ向けた提案）を行う。
- 3) 内部調査委員と外部調査委員とが協力して実施することにより、もっとも適切な情報が得られる。患者側弁護士は選任しない。損害保険会社の弁護士等を含めた情報入手により、病院の改善・患者側への迅速な対応が可能となる。
- 4) 現在、医療事故全体に対する示談の割合は3：1であり、示談の場合にはこのシステムの方がより早期に、より良好な対応を病院に示すことができる。患者側弁護士を含めないことにより、医療者が疑心暗鬼にならずに、多くの情報を収集できる。このため、むしろピュア・レビューがより高度で正確になる。
- 5) 外部調査委員には臨床において高いレベルの知識と信頼があり、全員が納得しうる学識的判断を下せる人物に依頼することが重要である。

(B) 上記に加え、患者側弁護士や医療事故に造詣の深い一般人を委員に選任し、医療側との真相解明を行う。また、損害保険会社弁護士も委員として選任する。

- 1) 患者側がより納得しうるシステムとして評価される。
- 2) 医療機関において内部でのコンセンサスを得ておく必要がある。

備考

- 1) I. II. とともに医療現場へのフィードバックならびに再発防止と患者側への十分な説明を目的とする。
- 2) 医療側に責任が存在した場合には、示談を前提として早期に患者側に事実を伝える。
- 3) A. D. R については、弁護士会などで実施している A. D. R や他の NPO など複数の選択肢のひとつとして対応する。（詳細については今後も継続して検討）
- 4) 本システムでの特徴としては
 - ①患者側、医療機関側双方の弁護士の紹介を行う
 - ②損害保険会社の社員ないし弁護士に参加をもとめることにより、示談までの時間短縮をはかる。
 - ③患者側、医療機関側双方互いに立場を尊重した解決策を目指す。
- 5) 将来は患者側、医療機関側双方の弁護士に実際の医療現場を体験できるようなシステムを構築し、弁護士が医療の実情を研修し、より理解できるようにする。